



十一の六の二 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備が、  
十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、  
十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、  
十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、  
十一の七 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、  
十一の八の一 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、  
十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、  
十一の九 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められていない時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条の表十一の項（六）に規定する無線

局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチャップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の十 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められていて、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行ふ基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二三八八メガチャップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十の二 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチャップのもの

十一の十の三 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチャップのもの

十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチャップのもの

十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチャップのもの

十一の十一 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行ふものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチャップ又は毎秒七・六八メガチャップのもの

十一の十二 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチャップのもの

十一の十三 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を

行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条の表十二の項（二）に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十四 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十五 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十六 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十七 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十八 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一  
件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

項においてその無線設備の条件が定められてゐるシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帶無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの十一の二十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの十一の二十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの十一の二十九の四 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの十一の二十九の五 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの十一の二十九の六 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十  
十第一項及び第四項においてその無線設備の  
条件が定められている陸上移動局に使用するため  
の無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十  
においてその無線設備の条件が定められている  
シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携  
帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局  
に使用するための無線設備

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の第十  
一項及び第五項においてその無線設備の条件  
が定められている基地局に使用するための無  
線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の第十  
一項及び第六項においてその無線設備の条件  
が定められている基地局に使用するための無  
線設備

十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十一  
においてその無線設備の条件が定められてい  
る陸上移動局に使用するための無線設備であ  
つて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十一  
においてその無線設備の条件が定められてい  
る陸上移動局に使用するための無線設備であ  
つて、送信バースト長が九一一・四四マイク  
ロ秒、九六三・五一マイクロ秒、一〇一  
五・六マイクロ秒又は一〇六七・六八マイ  
クロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十一  
においてその無線設備の条件が定められてい  
る直交周波数分割多元接続方式携帶無線通信  
を行ふ基地局に使用するための無線設備又は  
直交周波数分割多元接続方式携帶無線通信設  
備の試験のための通信等を行う無線局に使用  
するための無線設備であつて、送信バースト  
長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十一  
においてその無線設備の条件が定められてい  
る直交周波数分割多元接続方式携帶無線通信設  
備の試験のための通信等を行う無線局に使用  
するための無線設備であつて、送信バースト

十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十二  
第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備  
十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二  
第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備  
十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二  
第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備  
十一の三十三 設備規則第四十九条の六の十三  
においてその無線設備の条件が定められる基地局に使用するための無線設備  
十一の三十四 設備規則第四十九条の六の十三  
においてその無線設備の条件が定められる陸上移動局に使用するための無線設備  
十二 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下（五四MHz以下）の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下）のもの  
十三 小電力セキユリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいふ。以下同じ。）に使用するための無線設備  
十四 設備規則第四十九条の十八第一号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ワット以下のもの  
十四の二 設備規則第四十九条の十八第二号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備  
十五 設備規則第四十九条の十九第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備  
十五の二 設備規則第四十九条の十九第一項（第一号を除く。）及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十五の三 設備規則第四十九条の十九第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備  
十六 五四MHzを超えて七四・六MHz以下、一四二MHzを超えて六九MHz以下又は三五・四MHzを超えて四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局の無線設備及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局のうち、他の固定局によつてその送信が制御されるものの無線設備であつて空中線電力が一〇ワット以下のもの（第三十八号に掲げるものを除く。）  
十七 六一・七九MHzの周波数の電波を使用する非常警報用固定局の無線設備であつて空中線電力が五〇ワット以下のもの  
十八 設備規則第五十八条の二の六の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・五ワット以下のもの  
十九 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備（第十九号の二の二に掲げるものを除く。）  
十九の二 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第十九号の二の三に掲げるものを除く。）  
十九の二の二 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備  
十九の二の三 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備  
十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）  
十九の四 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている





の無線設備（受信障害対策中継放送を行ったための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

五十八 設備規則第四十五条の三の四第三項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置

五十九 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超えて一五七・四五MHz以下の周波数をzを超えて一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）

六十 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超えて一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの

六十一 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

六十二 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局に使用するための無線設備であつて、周波数インターリープを行うもの

六十二 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行なう陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

六十二の二 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行なう陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

七十一 設備規則第五十八条の二の四第二項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

七十二 設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

七十三 設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線設備（次号に掲げるものを除く。）

七十四 設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動中継局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

七十五 設備規則第四十九条の二十の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備

七十六 設備規則第四十九条の二十の二第二項においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であつて、船舶局に使用するための陸上移動局に使用するための無線設備

七十七 設備規則第四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備

## 第二章 登録証明機関

### 第一節 技術基準適合証明

（登録の申請）

法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）

二 技術基準適合証明のための審査に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法

四 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

三 法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）

二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類

三 法第三十八条の三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類

四 証明員が法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類

五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し

六 別表第一号及び別表第三号に定める特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、第六条第二項各号の事項に係る受託者との取決めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類

七 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第三十八条の三第一項第三号のいづれかに該当するものでないことを示す書類

八 その他参考となる事項を記載した書類

**三条の二** 法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める事項

測定器その他の設備	間期	年二	年二	年二
一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの				
二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの				
三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの				

**三条の二** 法第三十九条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者はと当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

二 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受

二 標準別  
一 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の  
種別

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の  
型式又は名称

四 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を  
維持する機能を有する無線設備である場合に  
は、その旨

**(表示)**  
**第八条** 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線

(登録証明機関の氏名又は名称等の変更の届出)

**第五条** 登録証明機関は、法第三十八条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するものとする。

(技術基準適合証明の審査等)

**第六条** 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより登録証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当

証明を確實に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかるわざ、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行った特定無線設備

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が收められているもの

登録證明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名前及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

8 登録証明機関は、技術基準適合証明を受けたことが不正な手段により当該技術基準適合証明を受けたことを知ったとき又は証明員が法第三十九条の六第一項若しくは法第三十八条の八第二項の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行つたことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

**第七条** 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該技術基準適合証明を求めた者に通知しなければならない。

**（技術基準適合証明の拒否の通知）**

付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視、その他の適合表示法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を

特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようになる方法(ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにすらるものとする。

(表示の除去)

**第八条の二** 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

一 表示の外観が残らないように完全に取り除くこと。

二 容易にはく離し難い塗料により表示を識別することができないよう被覆すること。

前条第一項第二号及び第三号、第二十条第一項第二号及び第三号、第二十七条第一項第一号及び第三号及び第三号、第三十六条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法その他の前条第一項第二号及び第三号、第二十条第一項第二号及び第三号、第二十七条第一項第二号及び第三号、第三十六条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号に掲げる特定の操作によつて当該表示を映像面に表示することができないようにする方法とする。

(役員等の選任及び解任の届出)

**第九条** 登録証明機関は、法第三十八条の九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

二 選任又は解任の理由  
三 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 役員の選任の届出の場合にあつては、その者の過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類及び法第三十八条の三第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類

(業務規程の記載事項)

**第十条** 法第三十八条の十の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録に係る事業の区分
- 二 技術基準適合証明の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項
- 四 技術基準適合証明の業務の実施の方法(第六条第二項各号に掲げる事項を含む)及びその公開の方法に関する事項
- 五 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合は、次に掲げる事項
- 六 受託者の氏名又は名称及び住所
- 七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 技術基準適合証明の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他技術基準適合証明の業務の実施に関し必要な事項

**第十一条** 登録証明機関は、法第三十八条の十前段の届出をしようとするときは、様式第九号の(業務規程の届出)

届出書に当該届出に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

登録証明機関は、法第三十八条の十後段の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第十二条 法第三十八条の十一第二項第四号に規定する総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録証明機関が定めるものとする。  
一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

(帳簿)

第十三条 法第三十八条の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 技術基準適合証明を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先  
二 技術基準適合証明の求めに係る書類の受理年月日  
三 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備の型式又は名称及び製造番号  
四 技術基準適合証明のための審査を行つた技術基準適合証明のための審査を行つた際に用いた特性試験の試験方法  
五 技術基準適合証明のための審査を行つた際の測定器等が第三条の二の測定器その他の型式又は名称及び製造番号、較正等を行つた年月日(当該測定器等が第三条の二の測定器その他の型式又は名称及び製造番号、較正等を行つた年月日

他の設備であつて、当該較正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超える場合は、その旨を含む。及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器等の他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

七 番査の経過（特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む。）及び結果

八 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明を行つた年月日

九 法第三十八条の十二の帳簿は、技術基準適合証明の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならぬ。

（技術基準適合証明の業務の休廃止の届出）

**第十四条** 登録証明機関は、法第三十八条の十六第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする技術基準適合証明の業務

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

（技術基準適合証明の業務の引継ぎ）

**第十五条** 登録証明機関は、法第三十八条の十八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 技術基準適合証明の業務を総務大臣に引き継ぐこと。

二 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。

三 その他総務大臣が必要と認める事項

(公示)

**第十六条** 法第三十八条の五第一項及び第三項、法第三十八条の十六第三項、法第三十八条の十七第三項、法第三十八条の十八第二項並びに法第三十八条の二十三第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

**第二節 特定無線設備の工事設計についての認証の審査等)**

**第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。**

2 第六条第二項の規定は、前項の工事設計認証について準用する。この場合において、「別表第一号」とあるのは「別表第三号」と読み替えるものとする。

3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実に行なうことができる場合に限り、第一項の規定にかかるはず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備の工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)に關し変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備

二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。(ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備(法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。)の提出がされなかつた場合に限る。)について行うものとする。

8 登録証明機関は、認証取扱業者が不正な手段により工事設計認証を受けたことを知つたとき又は証明員が法第三十八条の二十四第二項若しくは同条第三項において準用する法第三十八条の人第二項の規定に違反して工事設計認証のための審査を行つたことを知つたときは、直ちに付託された工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

**二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別**

**三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称**

**四 工事設計認証番号**

**五 電波の型式、周波数及び空中線電力**

**六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合に是、その旨**

**七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨**

**八 工事設計認証をした年月日**

**九 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したもの)をいう。)**

**十 別表第三号二において準用する別表第一号(以下「認証取扱業者」という。)は、法第三十条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。**

**十一 公示を希望する日**

**十二 別表第三号二において準用する別表第一号(以下「認証取扱業者」という。)は、法第三十条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。**

**一 変更した年月日**

**二 変更した年月日**

**三 変更の理由**

**四 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**五 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**六 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**七 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**八 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**九 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**十 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**一一 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**一二 変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備**

**一三 変更の理由**

**一四 変更の理由**

に、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

10 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

11 (工事設計認証の拒否の通知)

12 (工事設計認証の拒否の通知)

13 (工事設計認証の拒否の通知)

14 (工事設計認証の拒否の通知)

15 (工事設計認証の拒否の通知)

16 (工事設計認証の拒否の通知)

17 (工事設計認証の拒否の通知)

18 (工事設計認証の拒否の通知)

19 (工事設計認証の拒否の通知)

20 (工事設計認証の拒否の通知)

21 (工事設計認証の拒否の通知)

22 (工事設計認証の拒否の通知)

23 (工事設計認証の拒否の通知)

24 (工事設計認証の拒否の通知)

25 (工事設計認証の拒否の通知)

26 (工事設計認証の拒否の通知)

27 (工事設計認証の拒否の通知)

28 (工事設計認証の拒否の通知)

29 (工事設計認証の拒否の通知)

30 (工事設計認証の拒否の通知)

し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示するようにする方法(ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものである。

1 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すこと困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付す方法

2 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようする方法

3 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示する方法(ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

三 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付する方法(ただし、当該表示を付す場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品

への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

**第二十一条** 第九条及び第十三条の規定は登録証

**第二十一条** 第九条及び第十三条の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第十一条、第十四条及び第十五条の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行ふ場合について準用する。

**第二十二条** 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の二十九に於ける「官報」の意味は、官報で告示することによつて行う。

**第三章 承認証明機関**

**第一節 技術基準適合証明**

(承認の申請)

**第二十三条** 法第三十八条の三十一第一項の承認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、

第一節 技術基準適合證明

(承認の申請)

**第二十三条** 法第三十八条の三十一第一項の承認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、

総務大臣が別に告示するところにより申請を行う場合は、この限りでない。

る法第三十八条の二の一第三項の規定により添

る法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人

る法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二 技術基準適合証明のための審査に用いる測

る法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二 技術基準適合証明のための審査に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法

四 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

五 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款の謄本及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人である場合は、過去二年間の経験を記載した様式第二号の書類）

二 承認の申請に関する意思の決定を証する書類

三 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類

四 証明員が法別表第四に掲げる条件のいかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類

五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入に関する契約書又は当該借り入れが確実に行われることを示す書類の写し

六 別表第一号及び別表第三号に定める特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合、第六条第二項各号の事項に係る受託者との取決めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類

七 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三第一項第三号のいづれかに該当するものでないことを示す書類

八 申請者が外国の法令に基づく無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に類するもの（以下「外国検査制度」という。）に基づいて無線設備の検査・試験等を行う者であることを示す書類

十一 外国検査制度の概要を記載した書類  
(承認證明機関の氏名又は名称等の変更の届出)  
**第二十四条** 承認證明機関は、法第三十八条の三  
第十一第四項において準用する法第三十八条の五  
第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由  
(技術基準適合証明の審査等)

**第二十五条** 承認證明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

承認證明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者がと当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

二 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいづれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌年の一日から起算して一年(第三条の二の測定器その他の設備があつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三 別表第一号に定める特性試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認にする事項

四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての技術基準適合証明に関する場合は、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確實に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかるらず、その審査の一部を省略することができる。

4 一 適合表示無線設備（法第三十八条の三十五の規定により表示が付されているものを除く。以下この項及び第三十三条第三項各号において同じ。）の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行つたもの

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一（第四項において準用する法第三十八条の六第二項）の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

4 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

八 技術基準適合証明をした年月日

5 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した年月日

二 変更した年月日

三 變更の理由

用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る）について行うものとする。

承認証明機関は、技術基準適合証明を受けた者が不正な手段により当該技術基準適合証明を受けたことを知つたとき又は証明員が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三十一第一項若しくは法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の八第二項の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行つたことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

**(技術基準適合証明の拒否の通知)**  
承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該技術基準適合証明を求めた者に通知しなければならない。

(表示)

**第二十七条** 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって表示することができるようする方法

三 業務規程の記載事項

(業務規程の記載事項)

四 第二十八条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

五 第二十九条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十二の総務省令で定めた事項は、次のとおりとする。

六 第三十一条 法第三十八条の三十一第三項、同条第四項において準用する法第三十八条の五第一項及び第三項並びに法第三十八条の二十三第二項並びに法第三十八条の三十二第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

七 第三十二条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

八 第三十三条 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

三 様式第七号による表示を技術基準適合証明

を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようする方法（ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。）

付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方

法第三十八条の七第二項の規定により表示を

付することとなる表示は、容易に識別するこ

とができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが

困難又は不合理である当該製品にあつては、

当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品に電磁的方法により記録し、当該表示を

特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態

で表示することができるようする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品に電磁的方法により記録し、当該表示を

特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直

ちに明瞭な状態で表示することができるよう

ことにより表示することができる場合に限

る。）

第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

若しくは第三号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示

を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作

による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明

を受けた特定無線設備に電磁的方法により記

録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表

示することができるようする方法

二 承認に係る事業の区分

二 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法（第二十五条第二項各号に掲げる事項を含む。）

四 他の者に特性試験における試験の一一部を委託する場合は、次に掲げる事項

イ 受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 第二十五条第二項各号に掲げる事項の閲覧等の方法に関する事項

六 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 その他技術基準適合証明の業務の実施に関する事項

八 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明をした年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

九 表示を当該届出書に当該届出に係る業務規程添えて、総務大臣に提出しなければならない。

十 第二十九条 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十後段の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

十一 第二十九条 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十二の帳簿は、技術基準適合証明の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

十二 第二十九条 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三十一第三項において準用する法第三十八条の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(帳簿)

第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

若しくは第三号に規定する方法により特定無線

設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示

を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作

による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明

を受けた特定無線設備に電磁的方法により記

録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表

示することができるようする方法

三 業務規程の記載事項

四 第二十九条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十の総務省令で定め

造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日（当該測定器等が第三条の二の測定器その他設備であつて、当該較正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超える場合は、その旨を含む。）及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方

法が第二十四条の二第四項第二号ニに該當する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

付する場合は、その旨を含む。）及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方

が法第二十四条の二第四項第二号ニに該當する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方

法第三十八条の七第二項の規定により表示を

付することとなる表示は、容易に識別するこ

とができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが

困難又は不合理である当該製品にあつては、

当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品に電磁的方法により記録し、当該表示を

特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態

で表示することができるようする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ

製品に電磁的方法により記録し、当該表示を

特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直

ちに明瞭な状態で表示することができるよう

ことにより表示することができる場合に限

る。）

第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

若しくは第三号に規定する方法により特定無線

設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示

を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作

による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明

を受けた特定無線設備に電磁的方法により記

録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表

示することができるようする方法





二十八において準用する法第三十八条の二十三第二項の公示は、官報で告示することによって行う。
2 法第三十八条の三十三第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。
（総務大臣に提出する書類の作成）
第四十三条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に関する確認方法書を除く。）は、日本語で作成するものとする。
附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十六年十一月二十三日）から施行する。
改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「新省令」という。）第八条第五号に掲げる無線設備（三三五・四MHzを超えるものに限る。）であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（昭和五十七年郵政省令第三十七号）附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則の規定に従うものについては、新省令別表第三号の規定にかかわらず、なお從前の一例による。
前項の規定により技術基準適合証明をした無線設備に係る表示の様式は、別表第五号によるほか、同表第一の注3に規定する番号の末尾に「W」を記載するものとする。
附 則（昭和五七年一月二二日郵政省令第六六号）抄
この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定及び別表第二号第3の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。
改正前の第二条第三号に掲げる無線設備のスピアース発射の強度の特性試験については、改正後の別表第三号の規定にかかわらず、なお從前の一例による。
附 則（昭和五八年三月二十五日郵政省令第九号）抄
この省令は、昭和五十八年七月一日から施行する。

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五八年九月一三日郵政省令第三八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「新省令」という。）第八条第五号に掲げる無線設備（三三五・四MHzを超えるものに限る。）であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（昭和五十七年郵政省令第三十七号）附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものとみなす。
附 則（昭和五七年九月一三日郵政省令第三八号）
この省令は、昭和五十七年九月一三日郵政省令第三八号に掲げる無線設備（三三五・四MHzを超えるものに限る。）であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（昭和五十七年郵政省令第三十七号）附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものとみなす。

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五九年一月三〇日郵政省令第三七号）抄
この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。
改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「新省令」という。）第八条第五号に掲げる無線設備（三三五・四MHzを超えるものに限る。）であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（昭和五十七年郵政省令第三十七号）附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものとみなす。
附 則（昭和五九年一月三〇日郵政省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五九年五月三〇日郵政省令第二五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「新省令」という。）第八条第五号に掲げる無線設備（三三五・四MHzを超えるものに限る。）であつて、無線設備規則の一部を改正する省令（昭和五十七年郵政省令第三十七号）附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものとみなす。
附 則（昭和五九年五月三〇日郵政省令第二五号）
この省令は、昭和五八年六月六日から施行する。





2 1

この省令は、公布の日から施行する。  
無線設備規則の一部を改正する省令（平成十二年郵政省令第十号。以下「改正省令」という。）による改正後の無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準適合証明機関の指定及び技術基準適合証明並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、改正省令の施行前においても行なうことがで  
きる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二年八月九日郵政省令第五〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二年九月二七日郵政省令第六〇号）  
抄

行期日)

**第一条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（経過措置）

より調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(有料道路自動料金收受システムの無線局に係る経過措置)

この省会

2 則（以下「旧規則」という。）第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けている特定無線設備は、この省令の施行の日に、それぞれ改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

この省令の施行の際現に旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けている特定無線設備は、この省令の施行の日に、それ

二号及び第三十三号の無線設備に係る法第三十一条の十六第一項の認証を受けている工事設計について、平成十四年三月三十日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合にお

いて、当該工事設計に基づく特定無線設備であつて証明規則第二十五條の規定により表示が付されたものは、それぞれ新規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合證明を受けたものとみなす。

この省令の施行の際に旧規則第八条第三十一条及び第三十七号の区分に係る指定證明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条第三十六号及び第三十七号の区分に係る指定證明機関の指定を受けたものとみなす。

前項の者は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十三年総務省令第六十四号）附則第三条第三項の規定に基づき、旧規則第二条第三十二条及び第三十三号の無線設備について技術基準適合證明を行ふことができる。

前項の規定により技術基準適合證明を受けた旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備については、それぞれ新規則第二条第三十二条及び第三十三号の無線設備として技術基準適合證明を受けたものとみなされた特定無線設備は、平成二十三年四月一日にその技術基準適合證明の効力を失う。

附 則　（平成二十三年五月二八日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則　（平成二十三年六月一日総務省令第八二号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。  
（経過措置）

2　この省令の施行の際に受けている携帯無線通信を行う陸上移動局又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行ふ携帯移動地球局（以下「携帯移動通信を行う陸上移動局等」という。）を使用するための無線設備に係る技術基準適合證明及び法第三十八条の十六第一項の認証（以下「認証」という。）の効力は、この省令の施行後においてもなお有効とする。

3　この省令の施行の日前にされた携帯無線通信を行う陸上移動局等に使用するための無線設備（無線設備規則の一部を改正する省令（平成十

規則第十四条の二第一項各号に該当するものを除く。)による改正後の設備について、施行日以後に技術基準適合証明又は認証を行った場合は、当該無線設備は、なお係る技術基準適合証明又は認証の審査は、なお従前の例によるものとする。

附 則 (平成一三年七月二日総務省令第九三号) 抄

1 (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)  
この省令の施行の日前に技術基準適合証明を受けたこの省令による改正前の証明規則(第三項において「旧規則」という。)第八条第三号の四から第三号の七までの無線設備は、この省令の施行の日に、この省令による改正後の証明規則(第三項において「新規則」という。)第八条第三号の三から第三号の六までの技術基準適合証明を受けた無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際旧規則第八条第三号の四から第三号の七までに係る区分について指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条第三号の三から第三号の六までに係る区分について指定証明機関の指定を受けた者とみなす。

附 則 (平成一三年七月二三日総務省令第九九号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十八号)の施行の日(平成十三年七月二十五日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月一日総務省令第一一八号) 抄

(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第八条第一号の無線設備	第八条第二号の無線設備	第八条第三号の無線設備	第八条第三号の二の無線設備	第八条第三号の三の無線設備	第八条第三号の四の無線設備	第八条第三号の五の無線設備	第八条第三号の六の無線設備	第二条第一号の無線設備
第八条第四号の無線設備	第八条第五号の二の無線設備	第八条第五号の三の無線設備	第八条第五号の四の無線設備	第八条第五号の五の無線設備	第八条第五号の二の無線設備	第八条第五号の三の無線設備	第八条第五号の四の無線設備	第二条第一号の二の無線設備
第八条第六号の無線設備	第八条第七号の無線設備	第八条第六号の二の無線設備	第八条第六号の五の無線設備	第八条第六号の四の無線設備	第八条第五号の三の無線設備	第八条第五号の二の無線設備	第八条第五号の一の無線設備	第二条第一号の三の無線設備
第八条第七号の二の無線設備	第八条第八号の無線設備	第八条第七号の二の無線設備	第八条第六号の二の無線設備	第八条第六号の五の無線設備	第八条第五号の四の無線設備	第八条第五号の三の無線設備	第八条第五号の二の無線設備	第二条第一号の二の無線設備
第八条第八号の三の無線設備	第八条第八号の二の無線設備	第八条第七号の二の無線設備	第八条第六号の二の無線設備	第八条第六号の五の無線設備	第八条第五号の四の無線設備	第八条第五号の三の無線設備	第八条第五号の二の無線設備	第二条第一号の二の無線設備

第八条第八号の四の無線設備	第八条第九号の無線設備	第八条第十号の無線設備	第二条第六号の無線設備
第八条第十一号の無線設備	第八条第十二号の無線設備	第二条第七号の無線設備	第二条第五号の無線設備
第八条第十三号の無線設備	第八条第十四号の無線設備	第二条第八号の無線設備	第二条第六号の無線設備
第八条第十四号の無線設備	第八条第十四号の二の無線設備	第二条第十号の無線設備	第二条第十四号の無線設備
第八条第十五号の三の無線設備	第八条第十五号の二の無線設備	第二条第十号の二の無線設備	第二条第十五号の無線設備
第八条第十五号の三の無線設備	第八条第十五号の二の無線設備	第二条第十一号の三の無線設備	第二条第十一号の二の無線設備
第八条第十五号の五の無線設備	第八条第十五号の五の無線設備	第二条第十一号の五の無線設備	第二条第十一号の四の無線設備
第八条第十五号の六の無線設備	第八条第十五号の六の無線設備	第二条第十一号の六の無線設備	第二条第十一号の七の無線設備
第八条第十五号の八の無線設備	第八条第十六号の八の無線設備	第二条第十一号の八の無線設備	第二条第十二号の無線設備
第八条第十七号の無線設備	第八条第十八号の無線設備	第二条第十二号の無線設備	第二条第十四号の無線設備
第八条第十九号の無線設備	第八条第十八号の二の無線設備	第二条第十三号の無線設備	第二条第十四号の二の無線設備
第八条第十九号の無線設備	第二条第十五号の無線設備	第二条第六号の無線設備	第二条第五号の無線設備

第八条第三十一号の無線設備	第二条第二十七号の無線設備
第八条第三十二号の無線設備	第二条第二十八号の無線設備
第八条第三十一号の三線設備	第二条第二十八号の三線設備
第八条第三十四号の無線設備	第二条第二十九号の無線設備
第八条第三十五号の無線設備	第二条第三十号の無線設備
第八条第三十五号の二線設備	第二条第三十一号の無線設備
第八条第三十五号の二の無線設備	第二条第三十一号の二の無線設備
第八条第三十五号の三線設備	第二条第三十一号の三の無線設備
第八条第三十五号の四の無線設備	第二条第三十一号の四の無線設備
第八条第三十六号の無線設備	第二条第三十二号の無線設備
第八条第三十七号の無線設備	第二条第三十三号の無線設備
第八条第三十七号の二の無線設備	第二条第三十三号の二の無線設備
第八条第三十八号の無線設備	第二条第三十四号の無線設備
第八条第三十九号の無線設備	第二条第三十五号の無線設備
第八条第四十号の無線設備	第二条第三十六号の無線設備
第八条第四十一号の無線設備	第二条第三十七号の無線設備
第八条第四十二号の無線設備	第二条第三十八号の無線設備
第八条第四十三号の無線設備	第二条第三十九号の無線設備

4 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる区分に係る指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行後においては、それぞれ当該各号に定める区分に係る指定証明機関の指定を受けている者とみなす。

一 旧規則第八条第七号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十三号、第二十三号の二、第二十三号の三、第二十五号、第二十六号、第三十六号、第三十七号の二及び第四十号に規定する無線設備 第一種特定無線設備

二 旧規則第八条第二号、第三号、第三号の二、第三号の三、第三号の四、第三号の五、第三号の六、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第十九号の二、第二十四号、第三十二号、第三十二号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十五号の三に規定する無線設備 第二種特定無線設備

三 旧規則第八条第一号、第四号、第四号の二、第五号、第五号の二、第五号の三、第五号の四、第五号の五、第六号、第六号の一、第七号の二、第八号、第八号の二、第八号の三、第八号の四、第九号、第十号、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二、第十五号の四、第十五号の七、第十五号の人、第十六号、第十九号、第十九号の三、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十七号の二、第二十七号の三、第二十八号、第二十九号、第二十九号の二、第二十九号の三、第二十九号の四、第二十九号の五、第二十九号の六、第三十号、第三十一号、第三十二号の三、第三十三号、第三十五号の二、第三十五号の四、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号及び第四十号に規定する無線設備 第三種特定無線設備

この省令の施行の際現に旧規則第八条各号に掲げる区分のうち一の区分に限り指定証明機関の指定を受けている者は、平成十八年七月二十四日までの間に限り、引き続き当該指定を受けている区分に係る技術基準適合証明の業務及び法第三十八条の十六第一項の認証の業務を行なうことができる。

1	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
2	（経過措置）無線設備規則の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第二十一号）附則第六項の規定により申請のあつたP.H.Sの無線局に使用するための無線設備の技術基準適合証明及び法第三十八条の十六第一項の認証に係る法第三十八条の二第六項の表示は、この省令による改正前の証明規則別表第五号の規定によるものとする。
3	附 則（平成一四年六月一四日総務省令第六二号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）この省令は、公布の日から施行する。
4	1 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第十号、第十号の三、第十一号又は第十一号の二に定める無線設備に係る技術基準適合証明又は法第三十八条の十六第一項の認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力は、この省令の施行後においてもなお有効とする。
5	2 この省令の施行の日前にされた旧規則第二条に定める無線設備に係る技術基準適合証明等の申請について、この省令の施行の日以後に技術基準適合証明等を行う場合は、当該無線設備に係る技術基準証明等の審査は、なお従前の例によるものとする。
6	3 第十号、第十号の三、第十一号又は第十一号の二に定める無線設備に係る技術基準適合証明等の申請について、この省令の施行の日以後に技術基準適合証明等を行つた場合には、当該無線設備に係る技術基準証明等の審査は、なお従前の例によるものとする。
7	4 この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた旧規則第二条第十一号の三から第十一号の八までに定める無線設備は、それぞれこの省令による改正後の証明規則第二条第十一号から第十一号の六までの無線設備として技術基準適合証明等を受けたものとみなす。
8	5 この省令は、公布の日から施行する。
9	6 附 則（平成一四年九月一九日総務省令第九九号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
10	7 附 則（平成一四年一二月二〇日総務省令第一二六号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
11	8 附 則（平成一五年三月三一日総務省令第六二号）（施行期日）この省令は、平成十五年四月一日から施行す
12	9 附 則（平成一五年六月一九日総務省令第九二号）（施行期日）この省令は、平成十五年七月一日から施行する。（経過措置）この省令による改正前の別表第五号で定める様式による表示とみなす。
13	10 附 則（平成一五年一〇月九日総務省令第一三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
14	11 附 則（平成一六年一月二六日総務省令第二号）（施行期日）この省令による改正前の別表第五号（平成十五年法律第六十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。（経過措置）この省令の施行の際現にこの省令による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「旧規則」という。）第十九条の規定により提出されている申請書は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「新規則」という。）第十四条の規定により提出された届出書とみなす。
15	12 附 則（平成一六年一月二六日総務省令第三二号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
16	13 附 則（平成一六年七月一一日総務省令第一〇六号）（施行期日）この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号。附則第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。（経過措置）この省令の施行前にこの省令による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第一号の省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二条第十九号の九の無線設備は、この省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）別表第一号の十三の無線設備とみなす。











による改正後の証明規則第二条第一項(第十一号)の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備(二、三三〇MHzを超える、三七〇MHz以下の周波数のみを使用するものに限る。以下「改正対象特定無線設備」という。)とが従前より一の無線設備を構成し、当該一の無線設備を構成する特定無線設備がこの省令による改正前又は改正後の証明規則第二条第一項第十一号の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備として、改正対象特定無線設備の工事設計において、工事設計認証を受けた場合は、当該一の無線設備を構成する特定無線設備に係る工事設計にて、改正対象特定無線設備以外の特定無線設備の工事設計認証を行つたときは、当該一の無線設備を構成する特定無線設備の変更の工事を伴わず、かつ、改正対象特定無線設備以外の特定無線設備の工事設計認証を行つたときは、当該一の無線設備を構成する改正対象特定無線設備の工事設計認証に係る工事設計認証番号を改正対象特定無線設備の工事設計認証に係る工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された既認証取得特定無線設備と一の無線設備を構成する改正対象特定無線設備については、その工事設計認証に係る表示が付されたものとみなす。

**附 則 (令和四年三月三日総務省令第一号)**  
(施行期日)抄  
**附 則 (令和四年四月二七日総務省令第二号)**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第三号)**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第四号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第五号)**  
この省令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

**（準備行為）**  
電波法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関による同法第三十八条の六第二項(同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。)の報告及び同法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関による同条第四項又は第六項において準用する同法第三十条の六第二項の報告は、この省令の施行の日前においても、第四条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則式第五号に規定する様式によることができるところにより行うものとする。

**附 則 (令和四年五月二七日総務省令第二号)**  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第三号)**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第四号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第五号)**  
(施行期日)抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第六号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年五月二六日総務省令第七号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備

による改正後の証明規則第二条第一項(第十一号)

の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備の工事設計の審査

（以下「申込設備」という。）の工事設計書に記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

(1) 工事設計の審査

技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書に記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

（2） 対比照合審査

申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第一号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第五号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第六号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第七号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第八号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第九号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十一号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十二号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十三号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十四号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十五号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十六号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十七号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十八号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第十九号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十一号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十二号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十三号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十四号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十五号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十六号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十七号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十八号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第二十九号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十一号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十二号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十三号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十四号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十五号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十六号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十七号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十八号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第三十九号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四十号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四十一号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四十二号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四十三号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年三月二九日総務省令第四十四号)**  
（施行期日）抄  
この省令は、公布の日から施行する。



速送度信	電気いいし送波搬 力のとなて信を送
コスロシオ器振発波周低	器析分ルトクペスは又機信受用定測力電器振発波周低
幅帶通域過	感度
波周器生発号信準標	度の波る發的副限等電すに次
計音雜率歪は又計ルベレ器生発号信準標	器析分ルトクペスは又器定測度強界電
7注○	7 1注7注○
8注○	8注○
0 1注○	0 1注○
度選ネヲ隣 択ルヤ接	スピレスリズ ンス・アブ
量減衰	
準標器振発波周低	計ルベレ計數波周器生発号信準標
計音雜率歪は又計ルベレ器生発号信準標	計ルベレ計數波周器生発号信準標
7 1注7注○	7 1注7注○
	8注○
2 1注○	0 1注○
特変相 性調互	効抑感 果圧度
雜率歪は又計 ルベレ器生発号信準標	ブロコスロシオは又計ルベレ器生発号信
0 1注○	1 1注○





分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行なう無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行なう無線局をいう。）の無線設備携帯無線設備（周波数分割複信方式を用いるものについては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）に限る。

15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行なうものに限る。）、設備規則第四十九条の六第四項に規定する無線設備（再生中継方式による中継を行なうものに限る。）、設備規則第四十九条の四十九条の六第十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行なうものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継を行なうものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

16 設備規則第四十九条の六第六項に規定する無線設備を除く。

17 設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限りオゾンデに限る。

18 設備規則第五十四条の一の二に規定するラジオゾンデに限る。

19 再生中継方式以外の中継方式による中継を行なう無線局の無線設備を除く。

20 占有周波数帯幅が二二五〇MHzを超えるGHz以下のものを除く。

21 携帶用位置指示無線標識のうち、G-B電波を使用するものに限る。

22 携帶用位置指示無線標識のうち、A-X電波を使用するものに限る。

23 二、四八三・五MHzを超えて、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

イ 申込設備のうちに送信装置又は受信装置以外の装置がある場合には、当該装置についても総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により試験を行う。

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第一一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第四十七号の四、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の二十七の十第二項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号から二まで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ、同項第二号口並びに第二項第一号及び第二号、第四

二十一 携帶用位置指示無線標識のうち、G-B電

Hz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号口及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号口（4）、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号（1）から（3）まで並びにロ（2）及び（3）、同条第二号イ（1）及び（3）から（5）まで、第四十九条の二十三第一号イ（2）同条第二号イ（1）及び（2）、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号口からへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号口、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、同条第二項、同条第三項第四号、同条第四项第四号、第五十四条第二号へからチまで、第四十五条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二第二項又是第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験を行なう。

二 同時に申込みされた同一の工事設計に基づく二以上の申込設備の審査において、当該申込設備が一の者の工事に係るものについて特性試験を行なった結果、当該申込設備のうちのその他ものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該その他の申込設備について、特性試験を省略することができる。

三 申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したもの）をいう。以下同じ。並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を行わなければならない。

(1) 法第二十四条の二第四項第二号の較正等

別表第一号一（3）に規定する特性試験の方法に従つて行つた試験であること。









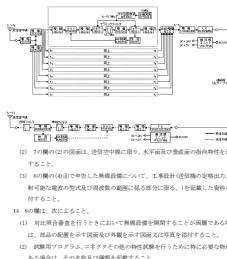






**別表第三号 工事設計認証の審査（第十七条及び第三十三条関係）**

第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。



(2) 他の機器の位置は、既存空き間に限り、未設置及び新設の機器の位置を記載すること。

(3) めどりの(左)申込した無線設備について、工事設計認証申請提出後、発射可能電力の変更の式式又は開設の範囲に該する部分に記載し、変更した資料を添付すること。

14. 80種類の機器について、

(1) 設計用引当書等を行なうに際して無線設備を操作することが想定される場合に、機器の実験等を行なうに際して無線設備を行なうに際して操作を行うこと。

(2) 認証用プログラム、タクティカルの時刻試験を行なうために操作が必要な物がある場合は、その名前及び種類を記載すること。

**一 工事設計の審査**

工事設計認証の求めに係る特定無線設備の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

**二 対比照合審査及び特性試験**

別表第一号一（2）及び（3）並びに三の規定は、工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく、一つの特定無線設備の審査又は当該の特定無線設備の試験結果を記載した書面及び写真等の審査について準用する。

**三 確認の方法の審査**

工事設計認証に係る確認方法書（特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第四号に掲げる事項その他の必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が別表第四号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録証明機関又は承認証明機関が認める書類をいう。以下同じ。）及び工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく、一つの特定無線設備により、工事設計認証の求めに係る工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて適切に審査を行う。ただし、二において準用する別表第一号三の規定により当該一の中込設備が提出されなかつた場合は、工事設計認証に係る確認方法書並びに試験結果を記載した書類及び写真等により審査を行うことができる。

**別表第四号 工事設計認証に係る確認方法書の記載事項（第十七条及び第三十三条関係）**

工事設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

**事項**

**記載内容**

一	組織並びに管理者の責任及び権限
法第三十八条の二十五第一項の義務（以下「工事設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明	

「審査」とあるのは、「検証」と読み替えるものとする。

(2)

試験を行うときは、法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イから二までのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第三条の二の測定器その他の設備については、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用しなければならない。

(3)

試験の一部（輸入業者にあつては、全部又は一部）を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

ア 別表第一号一（3）に定める試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項  
イ 法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イから二までのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限り）を使用して試験が行われることの確認に関する事項  
ウ その他当該試験の適正な実施を確保するため必要な事項

(4)

試験を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が（3）の取決めに従つて適正に得られたものであることを検証しなければならない。

**三 確認の方法の検証**

五	四	三	二	一
測定器その他の設備の管理	工事設合致義務を履行するための方法	工事設合致義務を履行するための方法	工事設合致義務を履行するための方法	組織並びに管理者の責任及び権限

**別表第五号 技術基準適合自己確認の検証の方法（第三十九条関係）**

第三十九条第一項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 工事設計の検証

技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備（以下この表において「確認設備」という。）の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

二 特性試験

確認設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

(1) 别表第一号一（3）ア、イ及びウの規定は、確認設備の検証について準用する。この場合において、同（3）中一特定は、確認設備の検証について准用する。

技術基準適合自己確認に係る確認方法書（特別特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第六号に定め

る事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特別特定無線設備の製造又は輸入に係る工場等の全部が別表第六号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして自ら確認する書類をいう。

以下同じ。)を作成し、当該技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく一の特

別特定無線設備により、技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるか

どうかについて検証を行う。

### 別表第六号 技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項(第三十九条関係)

別表第六号の規定は、技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項について準用する。この場合において、同表中「法第三十八条の二十五」とあるのは「法第三十八条の三十四」と、「特定無線設備」とあるのは「特別特定無線設備」と、「取扱い」とあるのは「製造又は輸入」と読み替えるものとする。

### 様式第一号(第3条、第4条及び第23条関係)

様式第一号(第3条、第4条及び第23条関係)
契約書
年月日
販売大区 横
郵便番号
姓 名
(ふりがな)
氏名(法人にあっては、 代表者(社長等)の氏名)
電話番号
(TEL)
電波法 第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法によつて、下記のとおり申請します。 第35条の3第1項の承認を受けることを申請する」
記
1 事業者の登録 2 商業登録の登記及び所在地(日本) 3 日本産業標準適合性のための審査に用いる測定器その他の装置の概要(注3) 4 事業者の登記のための申請書類の提出に関する手続(注4) 5 商業登録の予定日
注1 事業者の登記 1. 申請者は、申請書類に記載する登記事項と実際の登記事項とが一致すること。 2. 申請者は、その登記事項の変更又は登録の取消の申請をする場合、その用 有、個人又は事業の名称及び登記の可否の有無を記載して、その登記事項を記載す ること。 3. 申請者は、登記の變更又は登録の取消の申請に際して、この規則 に定める規則の範囲に従つて、登記の變更又は登録の取消の申請をする。 4. 日本産業標準適合性のための審査を行ふ申請者ごとに、证明書の氏名及び認定審査の番号に 掲載するうえ、登記の登記事項を記載すること。 5. 不要文書等は、提出する場合は、提出する。 6. この規則の大きさは、日本産業標準適合性のための審査に用いる測定器その他の装置の 寸法に適用する。ただし、電波法第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法 によつて、下記のとおり申請します。」の記載の大きさは、申請書類の提出する旨を記載すること。 注2 この規則の大きさは、日本産業標準適合性のための審査の結果の表示欄の大きさに 応じて、申請書類の大きさを定めること。

様式第二号(第3条、第4条、第9条、第21条及び第23条関係)

様式第二号(第3条、第4条、第9条、第21条及び第23条関係)
契約書
年月日
販売大区 横
郵便番号
姓 名
(ふりがな)
氏名(法人にあっては、 代表者(社長等)の氏名)
電話番号
電波法 第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法によつて、下 記のとおり申請します。」
記
1 不要文書等は、提出すること。 2 この規則の大きさは、日本産業標準適合性のための審査に用いる測定器その他の装置の 寸法に適用する。ただし、電波法第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法 によつて、下記のとおり申請します。」の記載の大きさは、申請書類の提出する旨を記載すること。

様式第三号(第3条、第4条及び第23条関係)

様式第三号(第3条、第4条及び第23条関係)
契約書
年月日
販売大区 横
郵便番号
姓 名
(ふりがな)
氏名(法人にあっては、 代表者(社長等)の氏名)
電話番号
電波法 第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法によつて、下 記のとおり申請します。」
記
1 不要文書等は、提出すること。 2 この規則の大きさは、日本産業標準適合性のための審査に用いる測定器その他の装置の 寸法に適用する。ただし、電波法第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法 によつて、下記のとおり申請します。」の記載の大きさは、申請書類の提出する旨を記載すること。

様式第四号(第5条及び第24条関係)

様式第四号(第5条及び第24条関係)
契約書
年月日
販売大区 横
郵便番号
姓 名
(ふりがな)
氏名(法人にあっては、 代表者(社長等)の氏名)
電話番号
電波法 第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法によつて、下 記のとおり申請します。」
記
1 不要文書等は、提出すること。 2 この規則の大きさは、日本産業標準適合性のための審査に用いる測定器その他の装置の 寸法に適用する。ただし、電波法第38条の2第1項第4号に於ける「最新の技術又は最新の方法 によつて、下記のとおり申請します。」の記載の大きさは、申請書類の提出する旨を記載すること。





記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	BY
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	OS
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	NO
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	OS
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	OS
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	OS
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	VI
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	BT
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	AS
記名用印用紙(2号)に施げる無縫封緘	BT

記名用印用紙(3号)に施げる無縫封緘	BT

記名用印用紙(4号)に施げる無縫封緘	BT

様式第8号(第9条及び第21条関係)  
 営業用印(捺印)捺印書  
 年 月 日  
 施術大臣 聞  
 梅原幸一  
 三井物産会員の会員  
 ふりがな  
 氏名  
 姓(法人にあつては、  
 法定代表者の氏名)  
 電話番号  
 FAX番号

第28条 第79  
 第29条(2)号(2)項(2)項における被監査する同款第36条の9  
 の規定により、  
 具を捺印(捺印)しまして、下記のおき受け出します。  
 記  
 1. 指定種別として当該会員(被監査)の氏名及びその職務を記載した場合にあっては、その  
 指定種別会員の指名者  
 者が、工事請負契約の締結  
 行を行う事務所の本店及び所在地  
 2. 指定種別として工事請負契約の締結  
 行する事務所の本店及び所在地  
 3. 指定種別として工事請  
 1. 指定種別として役員(被監査)の氏名は、  
 2. 不要の文字は、横書きすること。  
 3. この用紙の大きさは、日本画書用紙に定まるA4を基とすること。



## 様式第13号（第39条関係）

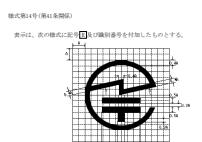
## 様式第14号（第41条関係）

2. 工事設計を検討した結果、確認基準の工事設計が技術基準に適合するものであること  
を確認した旨を記載すること。  
3. 計算書等の工事設計に適合するものと認められた場合は、別紙二三四第1項の規定、受託者の  
名前又は本名及び住所（当該工事設計に適合するものと認められた場合は、本名を記載すること）。  
4. 認可に基づく工事の実施確認書の作成時に検討點に適合するものとすることを確認した  
旨を記載すること。  
5. 検討の過程での検討の結果、技術基準適合に確認された場合の方法及び技術基準適合に確認  
自己に適用する工事の範囲に満足するものと認められた場合は、技術基準適合に確認  
されることを確認することとする旨を記載すること。  
6. 検討の方法の検討を行った技術基準適合に確認する能力の有無を記載すること。  
7. 検討の際に用いた検定装置等を複数の機器で構成する場合について、各検定装置  
等の校正年を行つた年とその月の日から起算して校正用定期表を使用した年月日と  
その月の日から起算して校正用定期表を使用した年月日を記載すること。  
第二十条の二第二項同様に該当する場合は、その検定年と検定表  
三の下欄に記入する検定箇所その他の内欄の各部を記入式、別紙参考番号、検査番号、校正  
等を行つた年月日及び校正を行つた年の月日を記入すること。  
8. この規則の大きさは、日本産業規格に定める標準と等しいと認めたとき。

様式第13号（第39条関係）  
技術基準適合に確認実更換出者 年 月 日  
技術大区 域  
検査番号  
地 所  
氏 名（法人にあっては、  
名称又は代表者の名）  
別紙参考番号  
検査番号  
規格番号

電波法第30条の23(4)項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記  
1. 受取した年月  
2. 受取した年月日  
3. 受取の品目  
4. 受取した年月  
5. 送付の方法  
6. 送付の年月日  
7. 送付の年月日から本件に変更の場合は、変更後の技術基準適合に確認  
に依る検査の年月日を記付すること。  
8. この規則の大きさは、日本産業規格に定める標準と等しいと認めたとき。



注1. 丸きりは、黄枠を付記して識別することができるものであること。  
2. 検査番号、各部に記載しないわけであることを確認の際の参考として表示を付す場合を除く。）、  
3. 色刷は、適宜とする。ただし、黄枠を基に識別することができるものであること。  
4. 第三十条の二第一項の規定による検査の場合は、別紙参考番号の欄に記入する。技術基準  
適合基準適合の欄に記入する。検査番号の欄が複数あるときは、年月日及び文字列又  
は数字及び記号で日本産業規格に定める標準と等しいと認めたときの年月日を記入する。  
5. この規則の大きさは、日本産業規格に定める標準と等しいと認めたとき。